

福岡県立アジア文化交流センターにおける研究活動上の不正行為に係る通報等に関する取扱規程

平成27年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県立アジア文化交流センター（以下「センター」という。）において行われる研究活動について、不正行為に対する措置等に関し必要な事項を定めるものとし、不正行為が行われたときは、この規程のほか「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）及びその他関係法令等に基づき対応することとする。

(定義)

第2条 「研究活動上の不正行為」とは、センターにおいて研究に携わる全ての者が、センターが管理する設備を使用し行った次の各号に掲げる行為をいう。また、「不正行為」とは故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものをいい、不正行為のうち投稿論文など発表されたデータや調査結果等の捏造、改ざん又は盗用を「特定不正行為」という。

- 一 研究活動によって得たデータその他の研究成果の捏造、改ざん又は盗用
 - 二 前号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念上に照らして研究者倫理からの逸脱が甚だしい二重投稿及び不適切なオーサーシップ
 - 三 第1号及び第2号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 「捏造」とは、存在しないデータ又は研究結果等を作成することをいう。
 - 二 「改ざん」とは、研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ又は研究結果等を真正でないものに加工することをいう。
 - 三 「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果又は論文若しくは用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
 - 四 「二重投稿」とは、すでに投稿された論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為をいう。
 - 五 「不適切なオーサーシップ」とは、論文等の著作者が適正に公表されない行為をいう。
 - 六 「利害関係」とは、不正行為を指摘された研究が論文のとおりの成果を得ることにより、特許や技術移転等に利害があること又はこれに類似する関係をいう。

(責任体制)

- 第3条 不正行為に対応するため最高管理責任者、統括管理責任者及び不正行為対応責任者を置く。
- 2 最高管理責任者は所長とし、研究活動上の不正行為の告発の受付から調査、認定及び処分に至る最終責任を負う。
 - 3 統括管理責任者は副所長兼広報課長とし、最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為への対応等について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

- 4 不正行為対応責任者は交流課長とし、研究活動上の不正行為への対応等について実質的な責任と権限を持つ。

(不正行為に関する告発等)

第4条 センターの研究者又はセンターを離職した研究者の不正行為に係る告発は、顕名であること並びに不正行為を行ったとする研究者の氏名、所属・職及び不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ不正行為とする合理的理由を示していることを必要とし、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談により受け付ける。ただし、匿名の告発についても、その内容に応じ顕名の告発に準じて取り扱うことができる。告発は通報書(様式1)を参考にする。

- 2 前項に規定する告発を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を交流課に設置する。
- 3 通報窓口は、書面、ファクシミリ又は電子メールで告発を受け付けたときは、告発を行った者(以下「告発者」という。)に対し、速やかに告発を受領したことを通知するものとする。ただし、匿名の告発はこの限りでない。
- 4 告発された事案は、直ちに受付時の状態で統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告しなければならない。最高管理責任者は、統括管理責任者及び必要な職員を指名して告発の受理又は不受理について協議する。
- 5 最高管理責任者は、協議の結果を受け告発の受理を決定したときは、速やかに不正行為対応責任者に通知する。
- 6 最高管理責任者は、協議の結果を受け告発の不受理を決定したときは、理由を付して告発者に通知する。
- 7 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ告発に準じて確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思を確認するものとする。
- 8 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、告発の対象となった者(以下「被告発者」という。)に警告を行うものとする。ただし、当該被告発者が他機関に所属する場合は、被告発者の所属する機関に事案を回付することができる。他機関に所属する被告発者に対して警告を行った場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

(予備調査の実施)

第5条 最高管理責任者は、第9条に規定する本調査委員会を設置する必要性について判断するため、不正行為対応責任者に対し、告発された不正行為が行われた可能性、告発時に示された合理的理由の論理性及び告発された研究の公表から告発までの期間における研究成果の事後検証の可能性等に関して協議(以下「予備調査」という。)の実施を要請する。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(予備調査委員会の運営)

第6条 不正行為対応責任者は、委員長として予備調査委員会を設置し、予備調査委員会委員を

指名する。

- 2 予備調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 予備調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 4 予備調査委員会の事務は、関係各課の協力を受けて広報課が行う。

(予備調査の期間等)

第7条 予備調査委員会委員長は、予備調査を開始した日から概ね30日を経過する日までに予備調査を終了し、予備調査の概要並びに第9条に規定する本調査委員会を設置する必要性の有無及びその判断根拠等を記載した予備調査結果報告書を作成する。

(予備調査の報告等)

第8条 予備調査委員会委員長は、予備調査の結果について、前条の報告書により統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告を受け第9条に規定する本調査委員会を設置する必要性が認められなかったときは、統括管理責任者を通じて不正行為対応責任者に通知するとともに、告発者及び被告発者に通知する。この場合、不正行為対応責任者は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査委員会の設置等)

第9条 最高管理責任者は、前条第1項の報告に基づき必要があると判断したときは、本調査委員会を設置する。

- 2 本調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。
- 3 本調査委員会は、本調査の実施において必要と認めるときは、告発された事案に係る研究活動のほか、調査に関連した他の研究活動を調査の対象とすることができる。
- 4 本調査委員会は、事案ごとに次の委員をもって組織する。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 予備調査委員会委員長
 - 三 被告発者の研究分野に関する専門的知識を有するセンター外の者
 - 四 その他最高管理責任者が指名する者
- 5 前項の委員は、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成することとし、前項各号に規定する者が、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有するときは、最高管理責任者が別に任命する。ただし、委員の半数以上は、センター外の者となるよう構成するものとする。

(本調査委員会の運営)

第10条 本調査委員会委員長(以下「委員長」という。)には前条第4項第1号の委員を、本調査委員会副委員長(以下「副委員長」という。)には前条第4項第2号の委員を充てる。

- 2 副委員長は、委員長不在のとき、その職務を代理する。
- 3 本調査委員会は、委員長が招集する。
- 4 本調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 本調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 6 本調査委員会の事務は、関係各課の協力を受けて広報課が行う。

(本調査の通知等)

- 第11条 委員長は、告発者及び被告発者に対し、本調査の開始及び委員の氏名及び所属を通知する。
- 2 告発者及び被告発者は、委員に不服があるときは、前項の通知の翌日から起算して7日を経過する日までに、委員長に対し、忌避申立書(様式2)により忌避の申立てを行うことができる。
 - 3 委員長は、前項の忌避申立てを受けた場合は、内容を審査しその内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員を交代させるものとする。
 - 4 本調査委員会は、被告発者が自身による説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは特定不正行為と認定することができる。また、被告発者が生データ及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(本調査に係る一時的措置)

- 第12条 最高管理責任者は、本調査委員会の設置を決定したときは、委員会による調査結果の報告を受けるまでの間、当該告発に関する被告発者の研究費の支出を停止することができる。
- 2 最高管理責任者は、本調査の実施において、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。

(本調査の期間等)

- 第13条 本調査委員会の設置が決定したときは、委員長は、速やかに本調査委員会を招集し調査を開始しなければならない。本調査委員会の設置決定後、概ね30日以内に本調査を開始するものとする。
- 2 本調査委員会は、調査を開始した日から概ね150日を経過する日までに調査を終了し、調査の概要及び特定不正行為の有無の判断根拠等を記載した調査結果報告書を作成しなければならない。

(本調査の報告等)

- 第14条 委員長は、調査の結果について、前条第2項の報告書により速やかに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、本調査の結果を告発者及び被告発者に通知する。

(不服申立ての対応)

- 第15条 告発者及び被告発者は、前条の調査結果において、告発が悪意(被告発者を陥れるた

め若しくは被告発者が行う研究を妨害するため等専ら被告発者に何らかの損害を与えること、又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づくものと通知された告発者又は特定不正行為があったと通知された被告発者(以下「不服申立者」という。)は、その通知に不服があるときは、調査結果通知の翌日から起算して10日を経過する日までに、最高管理責任者に対し、不服申立書(様式3)により不服申立てを行うことができる。ただし、被告発者は、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 最高管理責任者は、不服申立てがあった場合は、本調査委員会に対し、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し当該事案に係る再調査について審査させる。
- 3 本調査委員会は、事案の再調査を行うまでもなく不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該決定を不服申立者に通知する。ただし、不服申立てが、事案の引延し又は認定に伴う各措置の先送りが主な目的であると本調査委員会が判断したときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを却下することができる。
- 4 本調査委員会は、第2項の審査に基づく再調査の実施に当たり、不服申立者に対し、本調査の結果を覆すに足る資料の提出等事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求める。ただし、不服申立者の協力が得られない場合は、本調査委員会は、再調査を行わず当該不服申立てに係る審査を打ち切ることができる。このとき本調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不服申立者に対して審査の打ち切りを通知する。
- 5 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと通知された告発者からの不服申立てがあった場合は、被告発者に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 6 最高管理責任者は、特定不正行為があったと通知された被告発者からの不服申立てがあった場合は、告発者に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査の手続き)

- 第16条 前条第4項による再調査の手続きは、第9条から第12条までの規定を準用する。
- 2 再調査を実施する委員については、不服申立ての趣旨が、本調査委員会の構成等その公正性に関わるものであるときは、最高管理責任者が別に指名した公正を保持することができる職員及びセンター外の有識者が調査を行う。
 - 3 本調査委員会は、告発が悪意に基づくものと通知された告発者からの不服申立てに対し、再調査を開始したときは、概ね30日以内に再調査を終了する。
 - 4 本調査委員会は、特定不正行為があったと通知された被告発者からの不服申立てに対し、再調査を開始したときは、概ね50日以内に再調査を終了する。

(再調査の結果報告書等)

- 第17条 本調査委員会は、不服申立ての再調査の結果について、再調査結果報告書により最高管理責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、前条第3項又は第4項の再調査の結果を被告発者及び告発者に通知する。

(資金配分機関等への報告)

第18条 最高管理責任者は、本調査委員会設置以後の次の各号に定める事項を文部科学省に報告する。また、最高管理責任者は、特定不正行為のあったとされる研究が外部資金により行われているときは、本調査委員会設置以後の次の各号に定める事項を文部科学省及び資金配分機関に報告する。

- 一 本調査委員会の設置及びその調査結果
- 二 不服申立者からの不服申立ての提出
- 三 不服申立者から提出された不服申立ての却下
- 四 不服申立者から提出された不服申立てによる再調査開始及びその調査結果

(調査結果の公表)

第19条 最高管理責任者は、特定不正行為の認定後被告発者から不服申立てがなかった場合又は再調査の結果特定不正行為があると認定した場合は、個人情報保護等の観点から不開示とすることに合理的理由があるときを除き、速やかに次の各号に定める事項を公表する。

- 一 特定不正行為に関与した者の所属及び氏名
- 二 特定不正行為の内容
- 三 本調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- 四 本調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査方法及び手順等
- 五 その他必要と認める事項

2 特定不正行為がなかったと認定したときは、原則として調査結果は公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

(措置)

第20条 最高管理責任者は、特定不正行為があったと認めたときは、被告発者及びその関係者に対し次の各号に定める措置を行う。

- 一 県の条例及び規則等に基づく懲戒処分等の勧告
- 二 当該特定不正行為に関する研究費の使用停止
- 三 当該特定不正行為に係る研究活動の停止
- 四 資金配分機関に対する特定不正行為の事実及び内容等の報告
- 五 その他特定不正行為の排除のために必要な措置

2 最高管理責任者は、特定不正行為があったと認められなかったときは、調査に関係した全ての者に通知するとともに第12条の一時的措置を解除し、必要に応じて被告発者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(悪意による告発への対応)

第21条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったと認められる場合であって、本調査又は再調査によって、当該告発が悪意によるものと認められたときは、告発者に対しセンターの規程等に基づき適切な措置を講ずることができる。ただし、当該告発を悪意によるものと認めるに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(告発者及び被告発者の取扱い)

第22条 最高管理責任者は、告発の受付に当たり、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講ずるものとする。

- 2 最高管理責任者は、受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう関係者の秘密保持を徹底するものとする。
- 3 調査事案が漏えいした場合、最高管理責任者は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいしたときは、本人の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を防止するため、顕名の告発のみ受け付けること、告発には不正行為とする合理的理由を示す必要があること、告発者に調査の協力を求める場合があること、並びに調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明したときは、氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発があり得ること等をセンター内外にあらかじめ周知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、相当な理由なく単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

(告発者及び被告発者の義務)

第23条 通報書において告発以降の調査への協力を承諾した告発者及び被告発者は、予備調査委員会及び本調査委員会の調査に当たり、各委員会の委員長の協力要請に応じなければならない。

- 2 被告発者は、告発の対象となった研究に係るデータ及び研究結果等の資料について隠滅を行ってはならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第24条 第4条第7項の告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者又は不正行為対応責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。

- 2 学会等の科学コミュニティ又は報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、センターの通報窓口へ告発があったときに準じた取扱いをすることができる。
- 3 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(特定不正行為を行ったとする研究者・グループ及び特定不正行為の態様等事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)ことを、最高管理責任者又は不正行為担当責任者が確認した場合は、通報窓口へ告発があったときに準じた取扱いをすることができる。

(協力義務)

第25条 職員は、特定不正行為への対応に関して、最高管理責任者から、資料の保全及び事情聴取等の必要な協力を求められたときは、これに協力しなければならない。

(告発者の保護)

第26条 最高管理責任者は、告発を行ったことを理由として、告発者の職場環境が悪化することのないよう必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

2 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いがありそれが事実と認められたときは、不利益な取扱いをした者及びその取扱いに対し適切な措置を講ずる。

3 最高管理責任者は、不利益な取扱いを受けた告発者の名誉を回復する。

4 前三項の規定は、調査等の協力者についても準用する。

(守秘義務等)

第27条 特定不正行為に係る調査等に携わった者は、関係者の名誉、プライバシー及びその他の人権を尊重するとともに、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(研究データの保存・開示)

第28条 最高管理責任者は、研究成果の第三者による検証可能性を確保し、特定不正行為の抑止及び研究者が特定不正行為の疑いを受けた場合の自己防衛等に資するため、研究者に対して研究データを保存し、必要ときに開示を義務付けるものとする。その運用に当たって必要な事項は別に定めるものとする。

(特定不正行為以外の不正行為の取扱い)

第29条 第4条第3項の通報のうち、特定不正行為以外の不正行為に係る通報を受けた場合は、特定不正行為に準じて必要な措置を講じることができる。

(補足)

第30条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 9月 15日から施行する。

様式1

年 月 日

整理番号 _____

通 報 書 (窓口・電話・FAX・E-mail)

1 告発者

(1) 氏名
(2) 住所 〒
(3) 連絡先 TEL (自宅) (携帯) E-mail
(4) 所属
(5) 氏名、住所、連絡先の秘匿 希望する ・ 希望しない (今後の手続きにおいて氏名、住所、連絡先の秘匿を希望するかどうか○を付してください。)
(6) 告発以降の調査への協力 協力する ・ 協力しない (告発内容についてのヒアリング等に対して協力いただけるか○を付してください。)

- * 氏名等の秘匿を希望される場合には、氏名等が窓口から外部に出されることはありませんが、十分な事実関係の調査が不可能になる場合があることをご了解ください。
- * ご提供いただいた個人情報は本通報事項の調査に利用し、その他の目的には利用しません。
- * ご提供いただいた個人情報の漏洩・滅失・き損等が生じないよう適切な安全策を講じ、保管・管理を行います。

様式2

年 月 日

本調査委員会委員長 殿

所属名

氏 名

TEL (自宅・携帯)

E-Mail

忌 避 申 立 書

不服委員等名

調 査 委 員 等 の 不 服 事 由

様式3

年 月 日

最高管理責任者 殿

所属名

氏 名

TEL (自宅・携帯)

E-Mail

不 服 申 立 書

調 査 内 容 に 対 す る 不 服 事 由